

様式第七（第五条関係）

第 号

身 分 証 明 書

職氏所  
名名属

年 令

（表）

証 右は、道路法第七十一条第四項の規定により命ぜられた道路管理員であることを  
する。

交付年月日

有効期間

道路管理者

印

2第	6	5	4第	2第道
る七第域域管	九なを	規七	るず作一はし第条員を	七一のい 四路
°十四	又理道十	い示道定条道	こべ物項第く三`を	含道十時危う道十法
三十とは者路一	°す路にの路	ときその二は項第命む路一`	陰°路六抜	
条四い当がの条	証監よ四管を損の規項第`四じ°	管条道を	監条す`	
`条う該当区	票理る第理命害他定の二第十`	以理	路防は理 い、	
第の°区該域	を員権一者ずをのに規項四三第下者	の止、員	の止、員	
七二)域区が	携は限項はる予物よ定の十条二こ(	通す前(	通す前(	
十、に内域決	帯`を`、権防件るに規七`十の第	行る項第	行る項第	
五第つにに定	し前行第前限すのそよ定条第四項九	をた第七	をた第七	
条四い設つさ	`二わ四項をる改のる又第四条及十	禁め一十	禁め一十	
`十て置れ	関項せ十の行た築違道は三十`び七	止緊号一	止緊号一	
第七はさてた	係のる八規わめ`反路こ項四第次条	し急に条	し急に条	
八条、れの後	人規こ条定せに移行管れ`条三項の	`の掲第	`の掲第	
十の第た土道	の定と第にる必転為理ら第第十に二	又必げ四	又必げ四	
七十四道地路	請にが四よこ要`若者の四三二おの	は要る項	は要る項	
条一条路にの	求よで項りとな除しの規十項条い規	制が場の	制が場の	
及、`の関供	がるき`命が施却く処定七若第て定	限あ合規	限あ合規	
び第第附す用	あ権。第じで設若は分に条し一同に	するに定	するに定	
次四三属るが	つ限。四たきをし工に基のく項じよ	るとおに	るとおに	
条十章物権開	たを。十道る。すく事違づ四は若。り	こ認めり	こ認めり	
か八第と原始	と行。八路。るはの反く第第し)権	とめてり	とめてり	
ら条三なをさ	き使。条監。こ当中し処二四くは限	がる`道	がる`道	
第、節る取れ	はす。の理。と該止て分項項は、の	できき路管	できき路管	
九第、べ得る	`る。十員。若工をいに若、第そ委	る。はの理	る。はの理	
十七第きしま	こ場。二に。し作命る違し第三の任	、構者	、構者	
五十四もたで	れ合。又第。く物じ者反く四項職を	必造が	必造が	
条一十の後の	をに。は四。はそ、を。しは十、員受	要を命	要を命	
ま条三(に間	呈お。第十。道の又含て第六第のけ	な保じ	な保じ	
で、条以おに	示い。四三。路他はむ。る十第十ち北	限全た	限全た	
の第、下いお	して。十条。原物路)者八一七か海	度し道	度し道	
規七第、てい	なは。八の。状件にに(条項条ら道	に、路	に、路	
定十四道はて	け、。の、。にに存対第第若、道開	お又監	お又監	
を二十路、も	れそ。の、。十第。回よすし一、し第路発	いは理	いは理	
準条四予当、	ばの。十第。六四。復りるて項項く四監局	て交員	て交員	
用、条定該道	な身。六四。の十。す生工第又若は十理長	`通を	`通を	
す第、区区路	ら分。の十。す生工第又若は十理長			